

1 地方公共団体における契約締結の方式

地方自治体の契約は公益を目的としていることから、地方自治法等で定める規定に基づく適正な執行が求められています。

(1) 一般競争入札

公告により一定の資格を有する不特定多数の者から申込みを受けて競争させ、最も有利な条件の者を選定して契約を締結する方式

(2) 指名競争入札

資力、信用等の要件が適切と認められる複数の者を指定して競争させ、最も有利な条件の者を選定して契約を締結する方式

(3) 随意契約

特定の者を選定して契約を締結する方式（少額の契約など政令で定める場合に該当するときに限られる。）

【随意契約によることができる場合】（施行令第 167 条の 2）

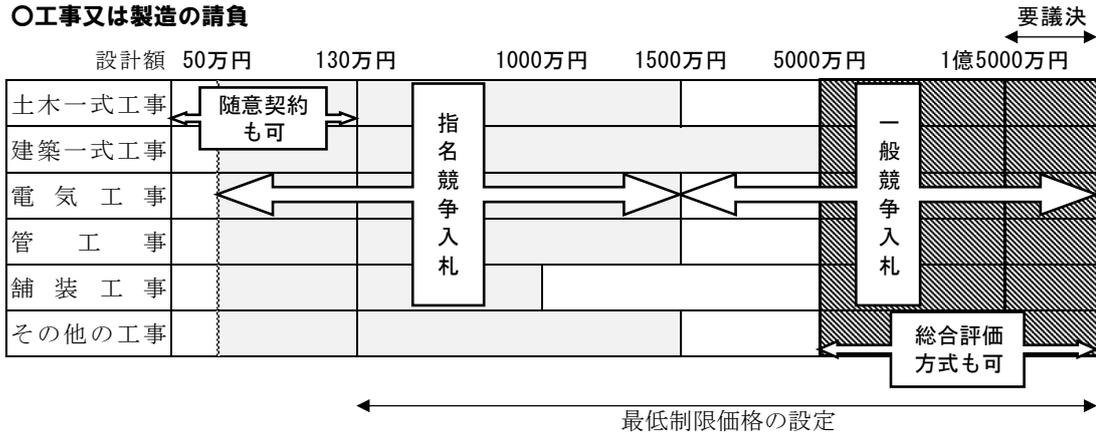
- 1 予定価格が次に定める額を超えないものとするとき。

・ 工事又は製造の請負	130 万円	・ 財産の買入れ	80 万円
・ 物件の借入れ	40 万円	・ 財産の売払い	30 万円
・ 物件の貸付け	30 万円	・ その他	50 万円
- 2 その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 3 一定の福祉関係施設又はシルバー人材センター等から一定の手続きを経て、当該施設で製作された物品の買入れや役務の提供を受けるとき。
- 4 地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな役務の提供を受けるとき。
- 5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- 6 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 7 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 8 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- 9 落札者が契約を締結しないとき。

2 本市における入札、契約の状況

(1) 入札・契約の方法

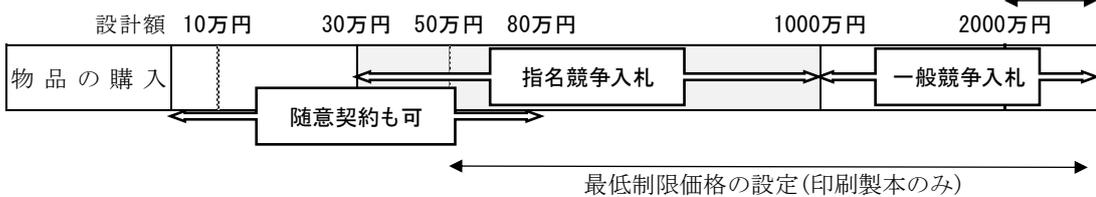
○工事又は製造の請負



○測量調査設計の委託



○物品の購入



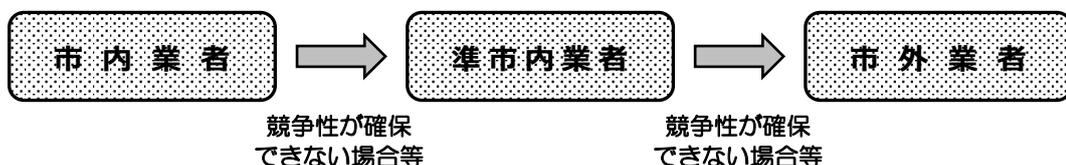
○建物清掃、警備、施設運転管理等の委託



※ 議会の議決を要する契約（地方公営企業法の適用を受けるものを除く。）

- ① 予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負
- ② 予定価格 2,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払い

「いわき市中小企業・小規模企業振興条例第 14 条」に基づき、市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等にあたっては、市内の中小企業・小規模企業の受注機会増大を図るように努めることとし、入札時の対象は市内業者を基本としている。



(2) 総合評価方式の適用 施行令第 167 条の 10 の 2

一般競争入札のうち設計金額が 5,000 万円以上の建設工事のうち適用が必要と認められた工事について、価格だけでなく技術力等を併せて総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を適用

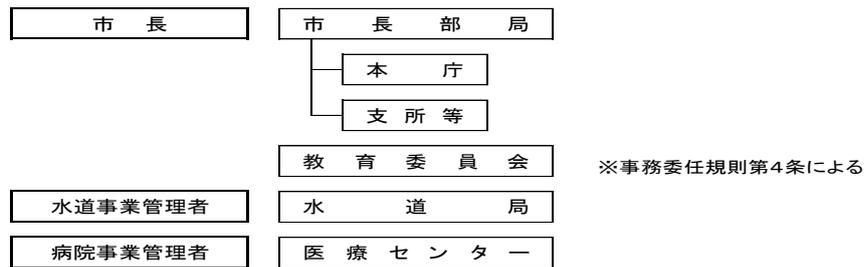
- ア 標準型 1 件当たりの設計金額が 1 億 5,000 万円以上の対象工事のうち、入札者から施工上の技術提案を求める工事として選定されたもの
- イ 簡易型 前号に定めるもの以外の対象工事

(3) 最低制限価格制度の適用 施行令第 167 条の 10

ダンピング受注の防止を図る観点から、最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる最低制限価格を適用

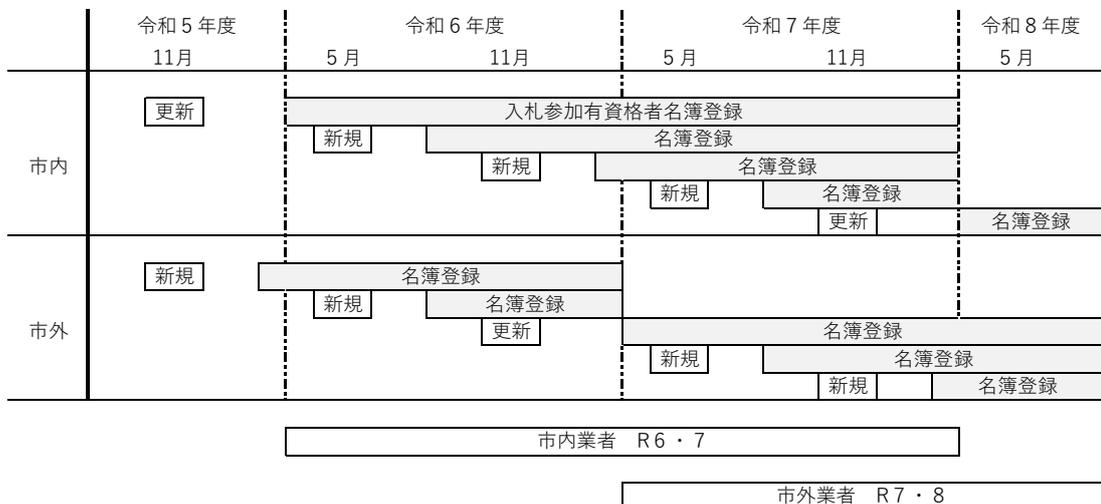
- ア 工事又は製造の請負（設計額 130 万円以上）
- イ 工事に係る測量調査設計等の委託（設計額 50 万円以上）
- ウ 建物清掃、警備、施設運転管理等（設計額 50 万円以上）
- エ 印刷製本（設計額 50 万円以上）

(4) 入札、契約の実施部署



(5) 入札参加資格審査 施行令第 167 条の 4、5、5 の 2、第 167 条の 11

入札参加資格審査は、市内及び市外の業者ごとに、2 年ごとの定時申請及び半年ごとの追加申請において、「建設工事の部」「測量・調査・設計の部」「役務の提供の部」「物品の部」に分け、資格審査のうえ登録している。



【入札参加排除基準】

- (1) 特別の理由がある場合を除くほか、入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされる場合において、これを受けていない者
- (3) 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税並びにいわき市に納めるべき市税を納付していない者
- (4) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 2 月 22 日制定）第 4 条第 1 項に規定する排除措置対象者に該当する者
- (5) 工事等に関して、保証した者が故意にその義務を免れた場合において、その事実があった日から 2 年を経過していない者 [物品の部を除く]
- (6) 資格の審査に関する申請書その他の添付書類について虚偽の事項を記載した者
- (7) 次のいずれかに該当すると認められる者で、申請期間の末日において、いわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱（平成 28 年 3 月 30 日制定）に基づく指名停止の期間にあるもの（その者を代理人、支配人その他の使用人等として使用する者を含む。）
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- (8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入していない者（ただし、社会保険等の適用が除外されている場合を除く。）
- (9) 営業を開始して 1 年に満たない者 [物品の部に限る]
- (10) 経営状態が著しく不健全であると認められる者 [物品の部に限る]

入札参加有資格者の登録状況（令和 5 年 9 月 30 日現在）

【単位：者】

区分	建設工事	測量調査設計	役務の提供	物 品	合 計
市内	451	45	242	419	1,157
市外	616	354	727	593	2,290
合計	1,067	399	969	1,012	3,447

<建設工事の部に関する資格の審査>

建設業法の29工種を登録工種とし、市内業者のうち、主要な5工種（土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事）は、工事の規模、内容の難易度、要求される技術力等に応じ、適正に工事を遂行できる事業者を選定することができるよう、建設工事の入札参加に必要な資格を定め、等級別の格付を行っている。

また、水道局においては、水道施設工事に関する等級別格付を独自に行っている。

3 入札・契約制度の主な改正（令和3年10月～令和5年9月）

法制度の改正や時代の要請に応じ、これまで入札・契約制度について適時適切に見直しを行ってきた。

(1) 時限措置を設けた入札・契約制度（1者入札）の取扱いについて

建設工事の入札において参加者が1者であっても入札を成立させる「1者入札」について、令和4年度末までの特例措置としていましたが、令和5年度以降についても当該取扱いを継続することとした。

- 当該措置については、入札参加者が1者となった場合に入札を中止していた結果、東日本大震災以降に入札不調の発生率が高い水準で推移したことから、入札不調対策として措置したものの。
- 「復興・創生期間」の終期後においても、令和元年東日本台風等に係る災害等からの早期復旧・復興を目的に、令和4年度末まで延長。
- 令和元年東日本台風等に係る災害復旧工事の件数は減少傾向にあるものの、引き続き防災・減災対策事業等緊急性が高い工事の発注が見込まれる中、1者応札の発生割合が増加傾向にあり、特例措置の終期が見込めないことから、令和5年度以降についても1者応札の割合が回復するまでは1者入札を継続することとした。

(2) 建設工事等にかかる最低制限価格等の公表について

入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保を図るため、令和4年4月1日から実施する建設工事等の競争入札にかかる最低制限価格等について、これまで公表してきた予定価格とともに、落札決定後に「建設工事又は委託入札参加者及び入札結果一覧表」により公表することとした。

1. 公表の方法
入札執行担当課の窓口及びホームページ
2. 公表の対象
最低制限価格を設定した建設工事及び測量等委託業務のすべての競争入札
3. 公表の時期
一般競争入札：入札執行後、資格審査を経て落札が決定した日
指名競争入札：入札によって落札が決定した日
4. 公表の期間
公表した日の翌日から起算して1年を経過する日まで
5. 実施
令和4年4月1日以降に入札公告または指名通知を行う入札から適用

(3) 最低制限価格等の設定範囲に係る見直しについて

品質確保及びダンピング受注防止の観点から、建設工事における最低制限価格制度を実施していますが、最低制限価格における決定の透明性・公平性のため設定範囲を下記のとおり見直した。

R 3	R 4	R 5～
(設定基準) 直接工事費 × 97% 共通仮設費 × 90% 現場管理費 × 90% 一般管理費等 × 55%	(設定基準) 直接工事費 × 97% 共通仮設費 × 90% 現場管理費 × 90% 一般管理費等 × 68%	(設定基準) 直接工事費 × 97% 共通仮設費 × 90% 現場管理費 × 90% 一般管理費等 × 68%
(設定範囲) 予定価格のおおむね 85～92%	(設定範囲) 予定価格のおおむね 85～92%	(設定範囲) 予定価格の 85～92%

(4) 電子入札制度の導入について

新型コロナウイルス感染症等の全国的な感染拡大時や台風等の災害などの非常時であっても建設工事等の入札の継続を図るため、また、入札に参加する事業者の方の時間的・費用的コストを軽減すること等を目的として、令和4年度から電子入札制度を導入した。

1. 電子入札制度

電子入札とは、入札公告や指名通知をはじめ開札までの入札手続きを、これまでの紙ではなくインターネットを利用して電子的に行う入札方法で、談合等の不正行為の防止、入札事務の効率化、入札参加者の利便性向上等の観点から、全国の自治体で導入が進んでいる制度。

2. 本市における電子入札の対象範囲

建設工事及び測量・設計等工事関係業務委託

※ 物品購入については、令和6年度以降に導入を検討する予定。

区分	方式	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
建設工事 測量・設計等 委託業務	一般競争入札	試験運用	一部	全部 (総合評価方式を除く)	
	指名競争入札			《建設工事》 原則、設計金額500万円以上 (建築一式は1,500万円以上) 《測量・設計等工事関係委託》 原則、全ての案件	拡大
	随意契約			原則、地方自治法施行令 第167条の2第1項第1号の 規定による少額案件以外	拡大

(5) 物品購入等に係る制限付一般競争入札について

契約課が行う物品購入等の入札については、地元業者優先及び中小企業育成の観点から、指名競争入札により執行しているが、引き続き地元業者優先及び中小企業育成に配慮しながら公平性及び透明性の確保を図るため、令和5年7月から、一部案件について制限付一般競争入札を導入した。

1. 制限付一般競争入札とは

予め入札公告で参加資格等を示し、資格を満たしている希望者全てを入札に参加させたうえで、本市にとって最も有利な価格を提示した者を契約の相手方とする方式。

2. 対象案件

原則として、1件の予定価格が1,000万円以上のもの。

4 入札・契約の実績

(1) 建設工事に係る入札・契約状況

年度	R4								R3							
	契約件数(件)				契約額 合計 (百万円/税込)	執行 件数 (件)	落札率 (%)	不落率 (%)	契約件数(件)				契約額 合計 (百万円/税込)	執行 件数 (件)	落札率 (%)	不落率 (%)
	合計	一般	指名	随契					合計	一般	指名	随契				
市	872	124	368	380	11,640	918	90.8	5.0	1,027	129	421	477	12,612	1,077	93.5	4.9
水道	128	63	24	41	6,099	136	93.4	3.6	130	76	15	39	5,212	139	91.6	6.5
病院	4	0	1	3	25	5	96.1	20.0	1	0	1	0	14	1	93.6	0.0

(2) 測量調査設計委託に係る入札・契約状況

年度	R4								R3							
	契約件数(件)				契約額 合計 (百万円/税込)	執行 件数 (件)	落札率 (%)	不落率 (%)	契約件数(件)				契約額 合計 (百万円/税込)	執行 件数 (件)	落札率 (%)	不落率 (%)
	合計	一般	指名	随契					合計	一般	指名	随契				
市	111	0	100	11	931	112	91.6	0.8	115	1	100	14	900	117	93.7	1.7
水道	29	0	28	1	308	29	95.9	0.0	14	2	11	1	181	14	93.2	0.0
病院	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0	-	-

(3) 物品に係る入札・契約状況(単価契約を除く)

年度	R4								R3							
	契約件数(件)			契約額 合計 (百万円/税込)	執行 件数 (件)	不落率 (%)	契約件数(件)			契約額 合計 (百万円/税込)	執行 件数 (件)	不落率 (%)				
	合計	指名	随契				合計	指名	随契							
市	254	184	70	497	265	4.1	279	195	84	529	286	2.4				
水道	44	34	10	219	44	0.0	36	27	9	84	36	0.0				
病院	1,113	53	1,060	1,129	1,113	0.0	1,053	65	988	627	1,053	0.0				